第

2117

号



1994年1月6日創刊·毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2002年)平成14年 8月 20日 火曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## ◆ 控除不足となる債務

この場合、妹の赤字の金額を、私の課税価格から差し引くことはできないでしょうか。

A: 債務の控除不足額を他の相続人の相続 財産から差し引くことはできません。

## 【解説】

財産を取得した者の課税価格とは、相続又は遺贈により取得した財産の価額から被相続人の債務及び葬式費用のうちその者の負担に属する部分の金額を控除した金額と規定されています。

相続財産を取得した者が2人以上いる場合に、そのうちの1人が取得した財産の価額からその者の負担に属する被相続人の債務及び葬式費用を控除した金額が赤字の場合は、その者の課税価格は0円となり、その赤字部分を他の相続人の相続財産から控除することはできません。

ちなみに、赤字となる妹さんに、相続財産 に加算される相続開始前3年以内の贈与財産 がある場合でも、その贈与財産の価額から債 務を控除することはできません。債務控除は、 相続開始前3年以内に贈与により取得した財 産の価額を加算する前の課税価格から行うこ とになっており、加算した贈与の財産の価額 からは債務控除ができないことになっている からです。







